

## 使用期限間近!!

### 「オールあかびら! たすけ愛商品券」を郵送しました

#### 市民一人につき1万円分

- ❑「共通商品券5千円分」(1,000円×5枚)  
登録取扱店全店で使用可
- ❑「地域商品券5千円分」(500円×10枚)  
登録店のうち飲食店や個人商店などの  
「中小規模店舗」のみ使用可

#### 使用期限 2月28日(火)

- ▷使用期限をご確認ください
- ▷12月1日現在、市内に住民登録がある方が対象
- ▷申請の必要はありません

※まだ受け取られていない方は、お手数ですが下記までご連絡ください。

問合せ 市役所商工労政係 ☎32-1841



## 申請期限間近!!

### 中小企業等物価高騰緊急支援金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている市内事業者を支援します。

#### 支援金額

- 個人事業者 5万円
- 法人事業者 10万円

#### 対象者

赤平市内に住所または事業所を有し、今後も事業を継続する意思のある方。

#### 雇用者加算

令和4年12月1日現在で雇用する雇用保険被保険者ひとりにつき1万円を左記支援金額に加算して交付します。

#### 交付要件

下記の①、②を両方満たす必要があります。

#### ①売上要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して20%以上減少していること。

#### ②原材料コスト要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材などの単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。



※交付要件は、北海道が実施する「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付要件と同様です。「道内事業者等事業継続緊急支援金」の給付決定を受けている場合、赤平市が実施する本支援金の申請書類を省略できる場合があります。

※申請書類や添付が必要な書類について、詳しくはホームページをご覧ください。

#### 申請期限 2月28日(火)

問合せ 市役所商工労政係 ☎32-1841

## 赤平市大学生等応援給付事業

問合せ

社会教育係 ☎32-1822

新型コロナウイルス感染症により、さまざまな影響を受けている大学生等を応援することを目的として、次のいずれかに該当する方へ支給します。

### ■対象者

- ①平成10年4月2日～平成16年4月1日に生まれた大学生等で、令和4年6月1日現在、赤平市の住民基本台帳に記載されている方
- ②平成10年4月2日～平成16年4月1日に生まれた大学生等の保護者で、令和4年6月1日現在、赤平市の住民基本台帳に記載されている方

※大学生等…学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年次以上に限る)および専修学校(専門課程)に在学している者

※通信課程を除く

お忘れなく期限まで  
申請してください。



### ■支給額

【大学生等1人につき】

10万円支給【年度で1回】

### ■申請方法

市ホームページから必要書類をダウンロードするか、教育委員会から必要書類を入手のうえ申請してください。

### 申請期限

2月28日(火)まで

※郵送による申請の場合は当日の消印有効

## 防災対策係からのお知らせ

問合せ 防災対策係 ☎32-2211

赤平市防災行政無線

### 試験放送を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験を次の日程で実施します。当日は国からの試験放送を放送しますので、ご理解のほどお願いします。

【実施日時】 2月15日(火)11時00分

【放送内容】

これはJアラートの  
テストです(×3回)

※当日の災害発生状況や国際情勢などにより中止となる場合があります。また、実施日時以外にも臨時試験放送を実施する場合がありますのでご了承ください。

### 一人での除雪作業は危険 除雪は必ず2人以上で!

毎年雪による痛ましい事故が発生しています。10カ条を守り、事故防止に努めましょう。

#### 命を守る除雪中の事故防止10カ条

- ①作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で!
- ②低い屋根でも油断は禁物!
- ③建物のまわりに雪を残して雪下ろし!
- ④晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんで!
- ⑤はしごの固定を忘れずに!
- ⑥エンジンを切ってから! 除雪機の雪詰まりの取り除き
- ⑦作業開始直後と疲れたころは特に慎重に!
- ⑧面倒でも命綱とヘルメットを!
- ⑨命綱・除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を!
- ⑩作業のときには携帯電話を持っていく!

出典:内閣府ホームページから抜粋